平成２８年（フ）第２０３１号
大阪市淀川区宮原２丁目11番11―602号
債務者　大西　律子
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０３４号
大阪府茨木市上中条２丁目２番25号　グリーンコーポ丸善Ⅱ306号
債務者　石田久美子
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０８９号
大阪市天王寺区生玉町12番１―205号
債務者　山野　真理
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３１９号
大阪市東成区大今里西１丁目15番５号
債務者　藤村みどり
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４０７号
大阪府守口市寺方錦通４丁目５番３―702号
債務者　原田紀久枝こと　原田紀久枝
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４９１号
大阪市平野区喜連５丁目１番21号　グランメール平野101号
債務者　村上　大助
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５３２号
大阪市淀川区東三国２丁目12番47号　オレンジハイツ101号
債務者　中道　正子
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５４０号
大阪市都島区都島南通２丁目５番24号　シャレード京橋406号、前住所大阪市都島区都島中通３丁目４番３号　楓ハイツ402号
債務者　畑　　雅子
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１０号
埼玉県入間市扇町屋１丁目８番５号　入間グリーンヴィラ106
債務者　仲宗根美泰
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２３８８号
大阪府大東市赤井２丁目４番33号　ハイツことぶき１番館１Ｇ
債務者　上田美知子
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４０３号
大阪府四條畷市大字蔀屋392番地の32
債務者　工藤　靖久
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４５０号
大阪市淀川区新北野３丁目６番４号　ＭＩＹＡＢＩハイツ103号、前住所大阪市淀川区宮原２丁目１番21―403号
債務者　平石　　栄
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９９号
静岡県浜松市東区小池町802番地の２
債務者　藤井　勝吉
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２５６号
栃木県宇都宮市簗瀬３丁目13番３号　太陽ガーデン115棟202号室、前住所栃木県日光市山内2350番地　清晃苑内
債務者　雨宮　　弘
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２４３号
栃木県日光市小代883番地１
債務者　ジャマイカンこと　岡崎　幸恵（旧姓石森）
1　決定年月日時　平成28年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２９６１号
東京都江戸川区船堀３丁目５―７―803
債務者　長谷川和彦
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月18日午後４時
東京地方裁判所民事第20部